

令和3年度税財源の
充実確保等に関する要請書

令和2年11月25日

千葉県市長会

千葉県町村会

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大の影響により、国内の景気は極めて深刻となり、自治体の税収は、大幅な減収が見込まれています。

しかしながら、市町村においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生への取組、福祉・医療・教育の充実、激甚化する自然災害に備えるための防災・減災対策等の様々な施策を講じなければならず、税財源の安定的確保が必要となっています。

そのためには、偏在性が少なく安定的な地方税体系を構築するとともに、地方交付税の安定的確保等により、地方の自主財源を拡充し、市町村の財政基盤を強化することが不可欠です。

については、令和3年度の税制改正及び税財源の充実確保等に当たり、基礎自治体を重視した真の分権型社会を実現するため、次の事項について、必要な措置を講じるよう要望します。

1 地方一般財源総額と地方交付税総額の確保

市町村の行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額及び地方交付税総額を確保すること。

2 新型コロナウイルス感染症対策に係る地方財源の確保

令和3年度においても引き続き迅速かつ的確に感染症対策に対応できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金など、市町村が必要となる財源について積極的に措置すること。

3 固定資産税の安定的確保

固定資産税は、市町村が提供する行政サービスと資産の保有に対して応益原則に基づき課税する基幹税であるため、現行制度の断固堅持が必要であり、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではない。

また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症対策等の経済対策は、本来、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行うべきではなく、国税や国庫補助金などにより実施すべき性質のものであることから、更なる対象の拡充は断じて認められず、期限の到来をもって確実に終了すること。

4 軽自動車税等の確保

軽自動車税を始めとした自動車関係諸税は、市町村の行政サービスの貴重な財源になっており、道路・橋梁等の老朽化対策など社会インフラ財源としての需要が今後とも増嵩していくことから、そのあり方の検討に当たっては、地方財政に影響を及ぼすことがないようにすること。

5 ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

ゴルフ場利用税は税込の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、ゴルフ場関連の財政需要に対応するとともに、特に財源に乏しい中山間地域の市町村にとっては貴重な財源である。

ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な代替財源はあり得ず、市町村の財源確保のためにも現行制度を断固堅持すること。

6 市町村税の減収に係る特例措置

地方交付税の不交付団体を含め全ての市町村における減収の影響額に対し、特別交付税等の措置をすること。

若しくは、減収補填債における令和3年度の算定基礎数値について、令和元年度調定額との比較により起債を可能とし、対象税目を拡大すること。

さらに、臨時財政対策債の償還金について、普通交付税による後年度の措置ではなく、別枠で相当額を交付するよう特例措置を実施すること。

令和2年11月25日

千葉県市長会長 鎌ヶ谷市長 清水 聖 士

千葉県町村会長 東庄町長 岩 田 利 雄